

「〓織都桐生〓案内人の会」で

外国語ができる人を募集中

織物関係の施設や重伝建地区など、利用者のニーズに合せて、桐生のまちを案内し、桐生の魅力を伝える観光ガイドの会「織都桐生」案内人の会では、英語、中国語など外国語が話せる観光ガイドも募集しています。



課と市ホームページに有ります。問い合わせは、桐生観光協会（観光交流課 ☎内線366）へ。

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか

4月18日から受け付けを行っている臨時福祉給付金（経済対策分）の申請期限は、7月31日（月）まで（当日消印有効）です。まだ申請が済んでいない人は、早目に申請をお願いします。

お申し込みは、申請期限までに申請が間に合わなかった場合は、災害などやむを得ない場合を除き、給付金は支給出来ませんので、御注意ください。なお、対象（☎225025）へ。

年金請求書の手続き漏れはありませんか

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、25年から10年に短縮されることになりました。

日本年金機構では、対象となる人に、A4サイズの黄色の封筒を郵送しています。

制度は8月1日（火）から開始となります。なお、最も早い年金の支払いは10月です。

まだ請求手続きをされていない人は、早目に電話で予約し、桐生年金事務所で行ってください。

問い合わせは、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）へ。

年金機構の黄色の封筒が届いた方は年金が受け取れます今すぐ予約のお電話を！

0570-05-1165(いいね)



国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付が

困難な場合は御相談ください

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、「免除」又は「猶予」とされる制度があります。

手続きは、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。

申請の審査は前年所得を基準としますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。

障害基礎年金などの受給資格を確保

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格を確保できます。

免除（全額・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額又は一部免除になります。

納付猶予申請

現在50歳未満の人は、本人、配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

なお、免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の受給額に反映されませんが、納付猶予を受けた期間は追納されないことと反映されません。

保険料の免除、納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、前年度に全額免除、納付猶予が承認されており、継続申請を希望している人は不要です。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）又は桐生年金事務所（☎442311）へ。



カスリーン台風による 渡良瀬川決壊から70年



カスリーン台風の被害を受けた昭和通り（現在の南公民館付近）

写真を展示します

桐生市にも未曾有の被害をもたらしたカスリーン台風から70年となる今年、水害の恐ろしさ、防災や避難の重要性を改めて認識していただくため、当時の被災状況の写真を展示します。

期間 7月14日（金）～21日（金）※土、日、祝日を除く
時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 市役所玄関ロビー

問い合わせは、安全安心課 防災係（☎内線415）へ。

防災講演会

渡良瀬川流域大規模土砂災害対策連絡会主催による「カスリーン台風から70年を迎えて」と題した防災講演会を開催します。

自然災害から命を守るために最低限知っておきたい自助、共助を学びます。

期日 7月14日（金）
時間 午後1時30分～4時35分

場所 市民文化会館小ホール

問い合わせは、国土交通省

渡良瀬川河川事務所砂防調

査課（☎0284・73・5551）へ。

水道用地を売却します

売却物件は次のとおりです。

申し込み

8月18日（金）から31日（木）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、市役所2階の水道局総務課へ申し込んでください。

申込用紙と募集要項は、水道局総務課のほか、市ホームページにも有ります。

売却方法

入札により購入者を決定の上、売却します。

問い合わせは、水道局総務課庶務係（☎内線323）へ。

所在地	用途地域	地目	地積(㎡)	最低入札価格
広沢町五丁目 1966 - 6	第一種 住居	水道 用地	415.00	4,030,000 円
広沢町四丁目 1970 - 22外1筆	第一種 住居	宅地 水道用地	5,414.57	24,880,000 円

市有地を売却します

売却物件は次のとおりです。

申し込み

7月18日（火）から8月4日（金）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、新里支所市民生活課へ申し込んでください。

申込用紙と案内書は、新里支所市民生活課のほか、市ホームページにも有ります。

売却方法

入札により購入者を決定の上、売却します。

問い合わせは、新里支所市民生活課庶務・税務係（☎74 - 2212）へ。

所在地	用途地域	地目	地積(㎡)	最低入札価格
新里町山上1109 - 21	指定なし	雑種地	115.00	1,190,000円
新里町小林91 - 5	指定なし	宅地	189.69	3,420,000円
新里町新川1932 - 1	指定なし	雑種地	2,786.00	31,770,000円